

PCBに汚染された機器の分類と処理方法

【高濃度のPCBを使用した電気機器】	
PCBが絶縁油として使用された電気機器で、絶縁油中のPCBの濃度は高濃度です。 一般的にコンデンサについてはPCB濃度概ね100%、トランスについては概ね60%前後です。	現在JESCOで処理を行っていますのでJESCOへの登録をお願いします。
<p>※判別方法の詳細はメーカー判別表をご覧ください。</p> <p>※JESCOでは現在50%以上の濃度の電気機器について処理を進めております。分析の結果およそ50%未満の濃度であることが判明した電気機器について登録をお断りしておりましたが、平成22年1月より登録の受付を開始しております(微量PCB汚染廃電気機器は登録できません)。なお、これらの機器につきましては処理方法の検討が必要ですので、当面保管の継続をお願いします。</p>	
【微量PCB汚染廃電気機器】	
PCBを使用していないとする電気機器であって、PCB濃度0.5mg/kgを超える微量のPCBによって(非意図的に)汚染された絶縁油を含むものが廃棄物となったものを指します。 微量のPCBに汚染された電気機器等の大部分が数mg/kg～数十mg/kg程度(約99%が100mg/kg以下)であると推計されています。 微量PCB汚染廃電気機器等もPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に基づき、都道府県又は政令市に保管状況等を届け出る必要があります。	JESCOでは処理を行っておりません。 JESCO以外の認定を受けた施設により処理が進められています。
<p>※PCBが使用された電気機器の絶縁油を入れ替えたことによりPCB濃度が低くなったものは微量PCB汚染廃電気機器等に該当しません。 高濃度のPCBを使用した電気機器として、JESCOで処理をお受けします。</p>	
【PCB濃度が0.5mg/kg以下の電気機器】	
機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下の電気機器	PCB廃棄物には該当しません。
<p>※PCB以外の含有物によっては特別管理廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市等の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。</p>	